平成２２年（フ）第６５５３号
大阪府高槻市野田２丁目18番40号
債務者　吉羽　好子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６７号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目４番22号
債務者　大土　惠麻
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７９号
大阪府吹田市岸部北２丁目16番11号
債務者　國森　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１２号
大阪市中央区日本橋２丁目14番12―503号
債務者　田中　光代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１―206号
債務者　水上　一男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４５号
大阪市都島区大東町１丁目８番27号
債務者　河本　清志
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９１号
大阪府豊中市蛍池東町３丁目３番27号
債務者　杉山　茂行
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目19番２―501号
債務者　西岡千代治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９７号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番４号
いすずマンション101号
債務者　松井スミ子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７１１号
大阪市東住吉区矢田３丁目７番２号　ルームハイツ５　205号
債務者　森　　治夫
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７１５号
大阪府豊中市末広町３丁目14番27号
債務者　枝川　豊丈
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４１号
大阪府豊中市箕輪１丁目14番16―101号
債務者　廣瀬摩里子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４２号
大阪市中央区難波千日前３番６号　湯川アパートぼたんの間方
債務者　照屋　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　中山　照彦
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４４号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番２―304号
債務者　浦野豊太郎
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４５号
大阪府吹田市千里山西６丁目32番３号
債務者　佐々岡利枝子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４７号
大阪市東淀川区豊新２丁目13番２―305号
債務者　枝川　良子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７号
長崎県長崎市館内町５番26号
債務者　松下　彊生
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係